

茨木基署発 1101 第 1 号
令和 4 年 11 月 1 日

公益社団法人大阪労働基準連合会
茨木労働基準協会 支部長 殿

茨木労働基準監督署長



過労死等防止啓発月間及び「しわ寄せ」防止キャンペーン月間
の協力依頼について

平素から労働災害防止活動に多大な御協力と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年 11 月は過労死等防止対策推進法において「過労死等防止啓発月間」としており、厚生労働省ではその一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

また、時間外労働の上限規制をはじめとする大企業の「働き方改革」の取組が、下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

こうした「しわ寄せ」は、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとなることから、厚生労働省では 11 月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」とし、中小企業庁及び公正取引委員会と連携を図り、集中的な周知・啓発の取組を行います。

そこで、過重労働解消・適正取引の周知・啓発を実施していくにあたり、茨木労働基準監督署ではチェックリストを作成いたしました。

つきましては、チェックリスト及び添付リーフレットを活用いただき、会員事業場の皆様への「過重労働防止キャンペーン」及び「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」の周知に格段の御協力を賜われますよう、お願い申し上げます。

茨木労働基準監督署

〒567-8530

茨木市上中条 2 丁目 5 番 7 号

担当：労働時間相談・支援班

電話 072-604-5308